

県営林事業における間伐材売買契約を伴う 森林整備工事競争入札実施要綱

制定 平成 20 年 6 月 10 日伺定（同年 8 月 1 日実施）
改正 平成 20 年 10 月 7 日伺定（同年 10 月 7 日実施）
改正 平成 21 年 3 月 31 日伺定（同年 4 月 1 日実施）
改正 平成 27 年 6 月 16 日伺定（同年 6 月 16 日実施）
改正 令和 4 年 2 月 14 日付け 林第 984 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、新潟県が発注する県営林事業における森林整備工事のうち間伐材売買契約を伴う間伐作業（以下「利用間伐工事」という。）の請負契約及び間伐材売買契約の締結にあたり、制限付き一般競争入札（以下「本入札」という。）に付する場合の入札参加者の資格その他入札の実施に伴う手続きに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）、新潟県建設工事参加資格・指名審査会等設置・運営要綱（平成 4 年 3 月 31 日伺い定め、以下「審査会等要綱」という。）及び新潟県森林整備工事入札参加資格審査規程（平成 15 年 2 月新潟県告示第 220 号。以下「資格審査規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地域機関 新潟県行政組織規則第 4 条に規定する地域機関をいう。
- （2）一般競争入札 入札に付する工事の概要、入札の場所及び日時その他契約に関する事項を公告し、不特定多数の者（自治令第 167 条の 4 の規定による入札に参加することができない者を除き、自治令第 167 条の 5 の規定による経営の規模及び状況を要件とする資格を定められているときは、その資格を有する者に限る。）を競争させ、最も有利な条件を提供したものを相手方とする契約の方法をいう。
- （3）制限付き一般競争入札 一般競争入札のうち、自治令第 167 条の 5 の 2 の規定により事業所の所在又は当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者に競争させるものをいう。

（本入札の競争参加資格）

第 3 条 本入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- （1）自治令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過していない者でないこと。
- （2）資格審査規程の定めるところにより資格審査を受け、新潟県森林整備工事入札参加の有資格者として入札参加者名簿に登載されている者であること。
- （3）新潟県内において木材業（素材の生産又は木材の販売等の事業）及び製材業（機械設備による製材の生産又は単板、合板、床板、集成材、木材チップ等の製造の事業）を営む者で新潟県木材組合連合会が行う木材業・製材業者の登録者であること。登録者以外の者で入札参加を希望する場合は、過去 2 年以内の木材業及び製材業の営業実績を証明する書類（決算書、木材取引に係る契約書の写し等）が提出できる者であること。

（予定価格）

第 4 条 利用間伐工事を発注する地域機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、間伐作業及び間伐材売買のそれぞれについて予定価格を算定する。

- 2 間伐作業の予定価格は伐木（玉切りを含む。）及び山土場までの搬出経費とし、林業土木積算基準及び県有林県行造林伐出経費算定基準により算定する。

- 3 間伐材売買予定価格は間伐材価格から運搬経費を差し引いた山土場引取価格とし、新潟県県有林及び県行造林立木処分要領により算定する。

(審査会等)

第5条 本入札において審査会等要綱第3条で規定する審査会等による参加資格の審査に関する事項の審議は不要とする。ただし、談合情報への対応の審議等に関し地域振興局長及び本庁部局長が必要と認めた事項についてはこの限りではない。

(本入札の公告)

第6条 利用間伐工事及び間伐材売買を本入札に付すときの公告は、次の方法により行う。

- (1) 資格審査規程に基づく新潟県森林整備工事入札参加資格者名簿搭載者への公告の送付
- (2) 地域機関での公告の掲示
- 2 前項の公告は、次の事項について行う。
 - (1) 入札に付する工事及び売払いに関する事項
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所に関する事項
 - (3) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (4) 図面、仕様書その他入札に関する必要事項を示す日時、場所及び方法に関する事項
 - (5) 入札方法、入札の無効、落札者の決定方法その他の入札手続きに関する事項
 - (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (7) その他必要と認められる事項
- 3 公告期間は、財務規則第52条第1項の規定によるものとし、同項中の「予定価格」は、利用間伐工事予定価格または間伐材売買予定価格のいずれか高いものとする。

(設計図書等)

- 第7条 設計図書等は、入札参加資格者に対し、閲覧に供し、貸与し又は有償若しくは無償により配布する。
- 2 設計図書等に係る質問は文書によるものとし、その方法、受付期間等に関する事項は、本入札の公告において明らかにするものとする。
 - 3 設計図書等の閲覧は、公告期間内に行うものとする。

(現場説明)

第8条 現場説明会（入札前に工事予定地で入札参加者を集め、現地の状況、図面及び仕様書に表示されない見積条件等を説明するものをいう。）は、設計図書等に関し現地における説明を必要とする等真にやむを得ないと認められる場合に限り、開催することができる。この場合において現場説明会を開催するときは、入札公告において明らかにするものとする。

(入札保証金)

第9条 利用間伐工事及び間伐材売買に関する本入札の入札保証金の納付及び免除は、財務規則第41条、第42条、第43条及び第45条の規定による。

(工事費内訳書)

第10条 入札執行職員は、初回の入札時に入札参加者に対して、入札金額に係る工事費内訳書の提出を求め、必要に応じてその内容を確認するものとする。

(入札の執行)

- 第11条 入札執行職員は、入札開始前に入札に参加しようとする者から名刺等の提出により入札参加資格者であることを確認するものとする。
- 2 入札時点で入札参加資格がない者の入札参加は、認めないものとする。

(入札の無効)

- 第12条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札又は財務規則第57条の規定によ

る確認を受けない代理人のした入札

- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
 - (3) 入札保証金を納入すべき場合において、入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金が財務規則第 41 条第 1 号に規定する額に達しない者がした入札
 - (4) 同一の入札者が 2 以上の入札をした場合（再入札の場合を除く。）のその全部の入札
 - (5) 脅迫その他不正な行為によってした入札
 - (6) その他入札に関する条件に違反した入札
 - ア 同一の入札において、入札者が他者の代理人として入札をした場合のその全部の入札
 - イ 同一の入札において、2 以上の者の代理人として入札をした場合のその全部の入札
 - ウ 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- 2 入札執行職員は、入札者が談合その他不正の行為をしたと認めるときは、その入札の全部を無効とすることができる。
 - 3 前 2 項の規定による入札の無効に関しては、その旨を公告において明らかにするものとする。

(落札者の決定)

- 第 13 条 落札者は、利用間伐工事入札額及び間伐材売買入札額がそれぞれの予定価格の制限の範囲内にあり、かつ利用間伐工事入札額から間伐材売買入札額を差し引いた額が最も小さい者とする。
- 2 前項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
 - 3 次のいずれかに該当する入札を行った者を落札者に決定しないものとする。
 - (1) 利用間伐工事の予定価格を上回る価格の入札
 - (2) 間伐材売買の予定価格を下回る価格の入札
 - (3) 利用間伐工事に最低制限価格を設定した場合における当該最低制限価格を下回る価格の入札
 - (4) 強迫によるものと認められる入札
 - (5) その価格によっては、当該契約の内容に適合した履行が確保されないおそれがあると認められる入札

(契約書)

- 第 14 条 契約書は利用間伐工事請負契約及び間伐材売買契約それぞれについて作成するものとする。

(契約保証金)

- 第 15 条 契約保証金の納付、免除及び還付は財務規則第 41 条、第 42 条、第 42 条の 2、第 44 条及び第 45 条の規定によるものとする。ただし、第 44 条第 1 項第 5 号、第 45 条第 3 項ただし書きについては適用しないものとする。

(その他)

- 第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(附則) (平成 20 年 6 月 10 日林第 339 号)

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

(附則) (平成 20 年 10 月 7 日林第 646 号)

- 1 この要綱は、平成 20 年 10 月 7 日から施行する。

(附則) (平成 21 年 3 月 31 日林第 1147 号)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) (平成 27 年 6 月 16 日林第 304 号)

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。